

ショートステイ ブレス南花田 ご利用料金

1. 介護給付サービス 介護保険事業所番号 2776501831

併ユ短期生活Ⅰ	要介護1/単位	コード	要介護2/単位	コード	要介護3/単位	コード	要介護4/単位	コード	要介護5/単位	コード
	704	212411	772	212421	847	212431	918	212441	987	212451
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日（コード：216103）									
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位/日（コード：216119）									
送迎加算	184 単位/日（コード：219200）									
緊急短期入所受入加算	90 単位/日									
長期利用者短期入所利用減算	-30 単位/日									
	単位/日									
	単位/回									
	単位/回									
	単位/日									
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき 所定単位の159/1000									

※令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。
2. 居住費及び食費 （単位：円/日）

	〈介護保険負担限度額認定証〉				
段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,670 円
食費	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円	1,545 円

※食事は1日のスケジュールで準備させていただきますので1食しか食べなかった日でも1日分の食費がかかります。入院中はこの限りではありません。

3. 介護保険負担限度額認定証について※

第一段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方、または生活保護受給者の方
第二段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方（預貯金単身650万円、夫婦1,650万円）
第三段階①	市民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下（預貯金単身550万円、夫婦1,550万円）
第三段階②	市民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方（預貯金単身500万円、夫婦1,500万円）
第四段階	市民税課税世帯、及び上記以外の方

4. その他の費用

理美容代：カットブロー	2,500 円/回	教養娯楽費（レクリエーションやクラブ参加費）	実費
預り金管理代（1ヶ月）	3,000 円/月	お薬代	実費
テレビレンタル代（1日）	100 円/日	嗜好品、贅沢品	実費
電気機器使用料、電気毛布etc（1台につき）	50 円/日	希望により特別に用意する食事及び外食	実費
コピー代（1枚）FAX代（1回）	10 円	クリーニング代	実費

5. ご利用料金の目安（1日）別途送迎費用が掛かります

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	2,070 円	2,153 円	2,245 円	2,332 円	2,416 円
第二段階	2,370 円	2,453 円	2,545 円	2,632 円	2,716 円
第三段階①	3,290 円	3,373 円	3,465 円	3,552 円	3,636 円
第三段階②	3,720 円	3,803 円	3,895 円	3,982 円	4,066 円
第四段階（1割負担）	5,105 円	5,188 円	5,280 円	5,367 円	5,451 円
第四段階（2割負担）	5,995 円	6,162 円	6,345 円	6,519 円	6,687 円
第四段階（3割負担）	6,885 円	7,135 円	7,410 円	7,670 円	7,924 円

6. 送迎加算（片道）

1回	184 単位	194 円	388 円	582 円	6回	1,104 単位	1,165 円	2,329 円	3,494 円	第4段階 食材費	1日	1,545 円
2回	368 単位	388 円	776 円	1165 円	7回	1,288 単位	1,359 円	2,718 円	4,077 円		朝	425 円
3回	552 単位	582 円	1165 円	1747 円	8回	1,472 単位	1,553 円	3,106 円	4,659 円		昼	565 円
4回	736 単位	776 円	1553 円	2329 円	9回	1,656 単位	1,747 円	3,494 円	5,241 円		夕	555 円
5回	920 単位	971 円	1941 円	2912 円	10回	1,840 単位	1,941 円	3,882 円	5,824 円			

※表記費用につきましては、すべて税込料金となります。
※高額介護サービス費につきましては、1ヶ月の1割負担額が高額になる方に対しては、一定の負担限度額を超えた場合に限り
高額介護サービス費として支給される場合があります、詳しくは所轄の区役所にお問い合わせください。